

# ゆうらいふ訪問入浴サービス 重要事項説明書

「指定訪問入浴介護」「指定介護予防訪問入浴介護」

令和 6 年 4 月 1 日 適用

当事業所は、居宅介護サービス利用契約書第 1 条に基づき、ご契約者に対して、指定訪問入浴介護サービス・指定介護予防訪問入浴介護サービスの提供にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 1 経営法人（事業者）

- 1) 法人名 社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会
- 2) 法人所在地 遠田郡涌谷町涌谷字新下町浦 192 番地（涌谷町高齢者福祉複合施設内）
- 3) 代表者氏名 会長 高橋 俊吾

## 2 事業所の概要

- 1) 種類 ①指定訪問入浴介護事業所 ・ 平成 15 年 4 月 1 日 第 0473100337 号  
②指定介護予防訪問入浴介護事業所・平成 18 年 4 月 1 日 第 0473100337 号
- 2) 名称 ゆうらいふ訪問入浴サービス
- 3) 所在地 遠田郡涌谷町涌谷字新下町浦 192 番地（涌谷町高齢者福祉複合施設内）
- 4) 電話 0229-43-6661 FAX0229-43-6670
- 5) 管理者 関谷 真理
- 6) 開設年月日 平成 15 年 5 月 1 日

## 3 運営方針

事業所の訪問入浴介護員等は、要介護者・要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における訪問入浴介護サービス・介護予防訪問入浴介護サービスの提供をします。事業の実施については、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとします。

## 4 主な職員の配置状況（※職員の配置については、指定基準を遵守しています。）

職 種	常 勤		非常勤 (登録)	令和 6 年 4 月 1 日現在
	専従	兼務		
管 理 者		1		他事業所(ホームヘルプ)管理者兼務
看護職員		3		他事業所(通所介護)兼務
訪問入浴介護員(介護職員)		4		訪問介護、ホームヘルプ兼務

※ゆうらいふ訪問入浴サービスの職員は、併設するゆうらいふ各事業所との連携を図るため、臨機に応じ業務上の兼務をすることがあります。

## 5 営業日及び営業時間

- (1) 営 業 日 月曜日から金曜日
- (2) 受 付 時 間 月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時
- (3) サービス提供時間 午前 8 時 45 分から午後 6 時まで

## 6 通常の営業地域 涌谷町 美里町

## 7 提供するサービスの内容

- 1) ケアプラン・介護予防ケアプランに応じた訪問入浴介護計画に基づきサービスの提供を行います。
- 2) サービスの提供は、専用の訪問入浴車（2台）の浴槽を提供して行います。
- 3) サービスの提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び訪問入浴介護員2人をもって行います。ただし、利用者の心身の状態が安定していること等から入浴により利用者の身体状況に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治医の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができます。なお、介護予防訪問入浴介護サービスの提供においては、訪問入浴介護員1名、看護職員1名もしくは訪問入浴介護員2名をもって行います。

## 8 サービス利用に関する留意事項

- 1) サービス提供を行う訪問入浴介護員等
  - ① サービス提供にあたっては、複数の訪問入浴介護員等が交替でサービスを提供します。
  - ② サービスの提供にあたる訪問入浴介護員等について、利用者から特定の訪問入浴介護員等の指名はできません。
- 2) サービス実施時の留意事項
  - ① 心身の状況に応じたサービスの提供  
利用者はサービスの提供を受けるにあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態、入浴前の食事摂取の状況等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。
  - ② 定められた業務以外の禁止  
利用者サービス以外の業務を事業者には依頼することはできません。
  - ③ サービスの実施に関する指示・命令  
サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者はサービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。
  - ④ 備品等の使用  
サービスの実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問入浴介護員等が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。
- 3) 利用の中止・変更等  
利用者は、サービスの利用を中止又は変更する場合には、利用者はサービス実施日の前日まで申し出るものとします。中止等を行った場合は、担当のケアマネージャーにその旨連絡するものとします。
- 4) サービス内容の変更  
サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容に応じたサービス利用料金を請求します。

5) 訪問入浴介護員等の禁止行為

訪問入浴介護員等は、利用者に対する訪問入浴介護サービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 利用者もしくはその家族からの物品の授受</li><li>② 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供</li><li>③ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為</li></ul> |
|---|

9 緊急時及び事故発生への対応 (契約書第 10 条参照)

サービス実施中に利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

10 虐待防止に関する事項について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- 1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- 2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- 3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行います。
- 4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

11 感染症や災害への対応力向上について

感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画となります。

- 1) 感染症や災害に係る事業所ごとの業務継続計画(平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立等)を従業員に周知します。
- 2) 従業員に対し、研修や訓練を実施します。
- 3) 適切に実施するための担当者を置きます。

12 守秘義務等について (契約書第 5 条参照)

1) 事業者、従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約終了した後も継続します。

2) 前項にかかわらず、利用者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。個人情報の取り扱いについては、事業者が定める個人情報保護に関する基本方針並びに個人情報保護法等関係法令等遵守し、慎重に取り扱うものとします。

13 損害賠償について (契約書第 10 条参照)

事業者の責任により利用者が生じた損害については、事業者は速やかにその賠償をいたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

## 14 主なサービス利用料金

※負担割合については市町村から交付される「介護負担割合証」に準じ負担額が2倍3倍となります。

### ①指定訪問入浴介護の利用料金 1回あたり（介護保険対象1割の場合）

訪問者	サービス内容	入浴	部分浴・清拭
看護職員1名	介護職員2名	1,266円	1,139円
	介護職員3名	1,203円	1,082円

※サービス提供体制強化加算44円が加算されます。

※新規利用者の居宅を訪問し、浴槽の設置場所や給排水の方法の確認など訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、初回の訪問入浴を行った場合200円が加算されます。

※介護職員等処遇改善加算は、保険対象（一割負担）月の総単位数（総回数）に9.0%加算されます。

（令和6年6月以降は24.5%に変更となり加算されます。）

※介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス料金の全額（100%）となります。

### ②介護予防訪問入浴介護費 1回あたり（介護保険対象1割の場合）

訪問者	サービス内容	入浴	部分浴・清拭
看護職員1名	介護職員1名	856円	770円
	介護職員2名	813円	732円

対象：要支援1・2（地域包括支援センターより介護予防訪問入浴介護が必要と認められた方

※サービス提供体制強化加算44円が加算されます。

※新規利用者の居宅を訪問し、浴槽の設置場所や給排水の方法の確認など訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、初回の訪問入浴を行った場合200円が加算されます。

※介護職員等処遇改善加算は、保険対象（一割負担）月の総単位数（総回数）に9.0%加算されます。

（令和6年6月以降は24.5%に変更となり加算されます。）

※介護保険給付の支給限度額を超えて利用される場合は、サービス料金の全額（100%）となります。

## 15 利用料金のお支払い方法

利用料金は、1ヶ月ごとに計算し翌月にご請求しますので、基本的に指定金融機関でのお支払い、又は口座引落としによるお支払いとなります。

## 16 苦情の対応について（契約書第11条参照）

### 1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 涌谷町社会福祉協議会（ゆうらいふ）

電話番号 0229-43-6661

担当者 在宅介護課 課長 関谷 真理

○受付時間 毎週月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時まで

2) 行政機関その他苦情受付機関

涌谷町福祉課	所在地 遠田郡涌谷町涌谷字中江南 278 (涌谷町町民医療福祉センター) 電 話 0229-43-5111 (代表)
美里町健康福祉課	所在地 遠田郡美里町牛飼新町 51 番地 (美里町健康福祉センターさるびあ館) 電 話 0229-32-2941 (介護保険係)
国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談室	所在地 仙台市青葉区上杉 1-2-3 (宮城県自治会館) 電 話 022-222-7700
福祉サービスに利用に関する 運営適正化委員会	所在地 仙台市青葉区本町 3-7-4 (宮城県社会福祉 協議会) 電 話 022-716-9674

ゆうらいふ訪問入浴サービスの提供の開始に際しての重要事項は、本書面の通りです。

令和 年 月 日

事業者 所在地 宮城県遠田郡涌谷町涌谷字新下町浦 192  
名称 社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会

代表者名 会長 高橋 俊吾 印

説明同意欄		捺印
説明者	ゆうらいふ訪問入浴サービス 氏名 _____	
同意者	利用者 (同意者) 氏名 _____	